一般社団法人日本高等教育学会旅費規程

（目的）

第１条 この規程は、一般社団法人日本高等教育学会（以下「本会」という。）の用務により旅費を要する役員等に対して支給する旅費及び宿泊費（以下「旅費等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（役員）

第２条 この規程でいう役員等とは、会長、副会長、理事、監事、事務局員、委員会の委員等を指す。

（旅費等の支給の範囲）

第３条 役員等が、理事会及び本会の用務により旅行した場合には、旅費等を支給することができる。ただし、大会時に開催する各種会合では原則として旅費等は支給しない。

２　宿泊費は、合理的理由がある場合のみ支給する。

３　役員等以外の者が、本会の用務により旅行した場合は、役員に準じた旅費等を支給することができる。

（旅費等の計算と請求）

第４条 旅費等の計算及び請求にあたり必要な事項は、理事会において別に定める。

（委任）

第５条 この規程に定めない事項については、理事会の議決による。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、理事会で行う。

附則

この規程は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。